

ご注意

「普通徴収納期限」原則として、六月末・八月末・十月末に送付します。第四期・一月末

給与支払報告 にかける給与所得者異動届出書

転勤の記載例

[1]異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※処理欄
□現年度 □新年度 □両年度

9年 2月 5日
(あて先) 魚津市長
所在地 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
名称 魚津工業(株)
代表者の職氏名 魚津 一郎
特別徴収義務者指定番号 6500001
法人番号 又は個人番号 宛番号
担当者 係 人事係 氏名 富山 花子
電話 0765-23-1009
給与所得者 フリガナ タテヤマ イチロウ
氏名 立山 一郎
(旧姓) 昭平 50年1月1日生
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3
旧住所 魚津市中央通り1番
(1月1日現在の住所を必ず記入願います)
現住所 魚津市中央通り1番
(給与の支払を受けなくなった後の住所)
(ア) 特別徴収税額 (年税額) 12,000 円
(イ) 徴収済額 6 月分から 1 月分まで 8,000 円
(ウ) 未徴収税額 ((ア)-(イ)) 4,000 円
異動事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 育児休業 5. 死 6. 会社解散 7. 徴収方法変更 8. 就職 9. その他
(ウ)の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収 a. 継続 → [4]欄へ b. 開始 □ 月分から → [3]欄へ 2. 一括徴収 → [2]欄へ (退職時に全額徴収) 3. 普通徴収 → [2]欄へ (本人が納付)
異動年月日 9年2月3日
普通徴収切替期別 □
普通徴収 □ 期から 特別徴収へ切替希望
※納期限を過ぎたものは、特別徴収への切り替えができません。

[2]未徴収税額([1]欄の(ウ))について、一括徴収または普通徴収する場合は、記入してください。
※1月1日から4月30日の期間に退職される場合は、本人の申出がない場合でも残税額を一括徴収することが義務づけられています。外国人従業員が帰国される際は、一括徴収にご協力お願いいたします。

[3]就職等による特別徴収開始
□ 月 □ 日までに通知書が必要。

※必要な場合のみ記入してください。
通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。
(税額変更通知書は、原則として異動届を受理した翌月中旬に送付します。)

1. 一括徴収する場合
給与又は退職手当等の支払予定日 □ 月 □ 日
一括徴収予定額 □ 円
左記徴収予定額は下記分で納入します。
□ 月分 (□ 月10日納期分)
2. 一括徴収できない場合
理由 1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の額)を超える退職金などの支払がないため

備考欄

[4]転勤等による特別徴収届出書

※転勤・再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合、前勤務先で[1]の欄を記入し、新勤務先へ回送願います。新勤務先では、[4]の欄を記入し送付してください。

月割額 1,000 円
2 月分から徴収し 納入します。
受給者番号 1234
(特別徴収義務者) 給与支払者
所在地 〒920-0000 石川県金沢市広坂1丁目1番
名称 魚津工業(株)金沢支店
代表者の職氏名 魚津 太郎
特別徴収義務者指定番号 6500002
法人番号 又は個人番号
担当者 係 給与係 氏名 石川 太郎
電話 076-222-0110
給与支払方法及びその期日 払込を希望する金融機関の所在地及び名称